

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

令和2年の国勢調査における本町の人口は15,254人となっており、前回の調査から1,824人の減少している。年齢別では64歳以下の減少、65歳以上の増加が顕著であり、令和2年には65歳以上の構成比が5.9%増の45.5%となっており、依然として少子・高齢化が進んでいる。

産業構造は、第1次産業1,573人（構成比20.2%）、第2次産業1,852人（構成比23.8%）及び第3次産業4,355人（構成比56.%）となっており、構成比に大きな変化はないが、全ての産業において高齢化を背景とした就業者数の減少傾向にある。

中小企業の業況は、原材料費、燃料価格の上昇及び人手不足の影響から労働生産性は低下している。また、中小企業が所有している設備は、老朽化が進んでおり生産性向上の足かせとなっている。

このような状況下では、人材不足のみならず事業継続化の危機に陥り廃業・解散に至り失業者の増加に繋がる恐れがあるほか、町の経済状況の悪化にも繋がる。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促し企業の投資意欲を拡大させることで老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと更新、更に賃上げの表明により労働生産性の飛躍的な向上を図り、高齢化や人手不足等の厳しい事業環境を乗り越えるとともに、脱炭素化やデジタル化といった分野にも投資を拡大し地域経済の活性化を図ることを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、農業、商工業等多岐にわたり、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設

備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

町の全域にわたって多様な産業が広く立地しているため、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、対象となるエリアについては、三種町全域とする。

(2) 対象業種・事業

2に示すように町には多様な産業があり、多様な業種で広く生産性向上する必要があることから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた取組は、新商品開発、デジタル化及びIT導入による省力化・省エネ化等多様である。したがって本計画においては、設備投資を通じて労働生産性が年平均3%以上の向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日の2年間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間については、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮すること。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮すること。
- ③ 市町村税を滞納している者については、先端設備等導入計画認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮すること。